

三重県からのお知らせ

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理に向けて

1. はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い等の特性から、熱媒体、変圧器・コンデンサーといった電気機器用の絶縁油など、幅広い分野で使用されていましたが、昭和43年のカネミ油症事件を契機にその毒性が社会問題化しました。

これまでの取組により、P C B廃棄物の処理は進んできましたが、処分委託をしない事業者やP C B使用製品を使用している事業者が存在し、高濃度P C B廃棄物の期限内処理の達成が危ぶまれる状況であったため、P C B特別措置法が改正され、平成28年8月1日に施行されています。

<主な改正内容>

(1) 高濃度P C B廃棄物の処分の義務付け・改善命令・代執行

- ・高濃度P C B廃棄物の保管事業者に対して、処分期間内での処分を義務付け。
- ・義務違反者に対しては県が改善命令を行い、同命令が履行されない場合や保管事業者が不明等の場合は県が行政代執行を行う。

(2) 使用中の高濃度P C B使用製品の廃棄の義務付け

- ・使用中の高濃度P C B使用製品についても、処分期間内での廃棄を義務付け（電気事業法の電気工作物に該当する高濃度P C B使用製品については、同法により措置）。
- ・期間内に廃棄されなかった高濃度P C B使用製品は、高濃度P C B廃棄物とみなされ、P C B特別措置法及び廃棄物処理法の規定が適用される。

2. 県内のP C B廃棄物等の期限内処理について

三重県内のP C B廃棄物の処理体制は以下のとおりです。

表 三重県内のP C B廃棄物の処理体制

P C B廃棄物の種類	処理先	処分期間
高濃度	変圧器・コンデンサー	J E S C O 豊田事業所 平成34年3月末日まで
	安定器・汚染物等	J E S C O 北九州事業所 平成33年3月末日まで
低濃度	無害化処理認定施設等	平成39年3月末日まで

事業者の皆さまは、P C Bを含有する電気機器等を保管又は使用していないか改めて確認をお願いします（倉庫の片づけなどで、思わぬところから発見される事例もよくありますので、徹底した確認をお願いします）。

なお、確認の際に接触等により感電する恐れがあり非常に危険ですので、使用中の電気設備には近づかず、確認の際は、電気設備を管理している電気主任技術者又は管理会社・団体に必ず相談してください。産業廃棄物処理業者の皆さまは、古い電気機器等の処理の相談があった際には、P C Bの有無の確認を必ず行ってください。もし、P C Bが含まれている電気機器等であった場合は、P C B特別措置法に基づく届出や早期の処理について助言をいただきますようお願いします。

P C Bが使用された電気機器等であるかは、メーカーにお問い合わせください。また、P C B全般のことについて環境省HP、変圧器・コンデンサーについては（一社）日本電機工業会HP、安定器については（一社）日本照明工業会HPも参考にしてください。

【参考】

環境省P C B早期処理情報サイト：「P C B早期処理」で検索

（一社）日本電機工業会HP：「P C B」「日本電機工業会」で検索

（一社）日本照明工業会HP：「P C B」「日本照明工業会」で検索

問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班

TEL：059-224-2475 FAX：059-222-8136

廃棄物処理法の解説（よくある質問）

一般社団法人 三重県産業廃棄物協会

会員の方々から質問が寄せられますが、委託契約書の質問が多いので質問のなかから特に重要な事柄について解説します。



1. 問い 元請業者が複数の建設工事を請け負っており、それぞれの工事現場で発生する廃棄物の処理を同一の処理業者に委託する場合、その工事現場毎に契約しなくてはいけないのか。

答え 廃棄物の運搬方法や処理方法が同じ場合、元請業者が、本社一括で契約することは可能です。ただし、マニフェストは工事現場毎に交付する必要があります。

2. 問い 工事現場では混合廃棄物を保管するスペースがないので、元請業者の保管場所まで元請業者が運搬し、元請業者自らが保管する場合、必要な手続き等はあるか。

答え・運搬に当たっては、元請業者が自ら運搬する場合であっても、運搬車両に産業廃棄物を収集運搬している旨及び排出事業者（元請業者）名の表示が必要です。なお、下請業者が元請業者の保管場所まで運搬する場合は、元請業者と下請業者との間で廃棄物の運搬に係る委託契約が必要となり、元請業者はマニフェストを交付する必要があります。

- ・元請業者の保管場所の面積によっては、廃棄物処理法又は「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づき、元請業者は保管場所に係る届出を要する場合があります。また、保管量に係わらず、廃棄物処理法上の保管基準を遵守しなければなりません。
- ・元請業者自らが保管した後、第三者に廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物の処理に係る委託契約が必要です。